

水道料金の基本料金の免除について

コロナ禍における物価高騰等に対応するため、水道料金の基本料金を6か月間免除します。

なお、超過料金及び下水道使用料等は免除の対象外です。

○免除の内容

水道料金から基本料金を差し引いた金額を請求します。

手続は不要です。

【例】口径13mmの場合、6か月で4,488円(税込)の免除となります。

※基本料金は、水道メーターの口径により異なりますので、以下の水道料金表を参考にしてください。

メーター口径	基本料金 (2か月税込)	基本料金 (6か月税込)
13mm	1,496円	4,488円
20mm	2,178円	6,534円
25mm	2,464円	7,392円
30mm	5,500円	16,500円
40mm	11,000円	33,000円
50mm	16,500円	49,500円
75mm	27,500円	82,500円
100mm	41,250円	123,750円
150mm以上	82,500円	247,500円

○対象者

本市と給水契約を結んでいる世帯及び事業者等 約37,000件

※国及び地方公共団体、伊勢崎市境島村地区を除く。

○予算

2億693万5千円(令和4年第2回臨時会(7月22日)対応)

○対象期間

- ・奇数月検針地区：令和4年9月、11月、令和5年1月検針分
- ・偶数月検針地区：令和4年10月、12月、令和5年2月検針分
- ・毎月検針の方：令和4年9月から令和5年2月検針分